

神戸市公文書等管理委員会規則

令和 8 年 3 月 31 日

規則第 48 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神戸市公文書等管理条例（令和 8 年 3 月条例第 28 号）第 40 条の規定に基づき、神戸市公文書等管理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第 2 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第 3 条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 委員会の庶務は、行財政局において処理する。

(施行細目の委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。